

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 8 月 4 日（金）第3337号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
 - 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
 - 保安林の指定の解除予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
 - 県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地整備課取扱い) 2
 - 公共測量の実施 (監理課取扱い) 2
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（2件）
(鹿児島地域振興局取扱い) 3
(大隅地域振興局取扱い) 3
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）
(大隅地域振興局取扱い) 3
(大島支庁取扱い) 3
- 公 安 委 員 会 公 告**
- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 4

告 示

鹿児島県告示第850号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成29年 8 月 4 日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8707	平成29年 7 月 21 日	映 画	悶える熟女 夫も知らないみだれ方	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8708			熟れた痴肉 下心丸出し	新日本映像		
8709			美人妻覚醒 破られた貞操	オーピー映画		
8710			痴漢終電車 触って欲しい	新東宝映画		
8711			小松みどりの好きぼくろ	新日本映像		
8712			色慾怪談 ヌルっと入ります	オーピー映画		
8713			激濡れモデル ふしだらな下半身	新東宝映画		
8714			他人と情事 奥まで痙攣	新日本映像		
8715			悩殺熟女の秘密の痴態	オーピー映画		
8716			兄嫁 禁断の誘い	新東宝映画		
8717			肉食系スッチー 機内セレブ喰い	オーピー映画		
8718			潮吹き花嫁の性白書	オーピー映画		

鹿児島県告示第851号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、

有害な図書等として次のとおり指定した。

平成29年 8 月 4 日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25238	平成29年 7月21日	雑 誌	mini SUGAR 9月号 18425-09	秋水社	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25239			petit Rose Vol.27 18328-08	秋水社		
25240			実話大報 8月号 15191-08	ジーオーテ イー		
25241			メンズゴールド 8月号 18613-08	リイド社		
25242			COMIC 華漫 8月号 03777-8	ワニマガジン社		

鹿児島県告示第852号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成29年 8 月 4 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所
大島郡伊仙町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊仙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第853号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により，土地改良事業県営経営体育成基盤整備岡崎地区の換地計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 8 月 4 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年 8 月 7 日から同年 9 月 4 日まで
- 3 縦覧場所
鹿屋市申良総合支所産業建設課

鹿児島県告示第854号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 8 月 4 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量，水準測量，現地測量及び路線測量）
- 2 作業の期間 平成29年8月1日から同年12月8日まで
- 3 作業の地域 霧島市福山町福山地内

鹿児島地域振興局告示第21号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年8月4日

鹿児島地域振興局長 本田勝規

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こどもプラス鹿児島教室	鹿児島市東谷山六丁目17番7号サンアベニュー1F	クラルテ株式会社	鹿児島市平川町461番地	富田 益啓	平成29年5月15日	放課後等デイサービス
通所支援事業所光の子	鹿児島市吉野町1342番地	有限会社谷口工務店	鹿児島市吉野町1301番地	谷口 末夫	平成29年5月15日	放課後等デイサービス
児童発達支援事業所ナチュファミ	鹿児島市郡山町477番地12トクリョービル2F	特定非営利活動法人ナチュファミリー	鹿児島市西俣町1299番地3	吉崎加奈子	平成29年6月1日	児童発達支援・保育所等訪問支援

大隅地域振興局告示第19号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年8月4日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後ハウスTERAKOYA	鹿屋市上野町4750番地1	合同会社L e f l e t	鹿屋市札元一丁目22番35号	篠原 大志	平成29年6月1日	放課後等デイサービス

大隅地域振興局告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年8月4日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ふくしサービスセンターすまいるママ	鹿屋市新川町869番地	社会福祉法人グリーンコープ	福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号	行岡 良治	平成29年8月1日	居宅介護

大島支庁告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年 8 月 4 日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
指定福祉サービス事業所すまいる	大島郡龍郷町嘉渡445番地	合同会社新波会	大島郡龍郷町嘉渡430番地	得田 要一	平成29年7月6日	就労継続支援B型

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成29年 8 月 4 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
平成29年 9 月 11 日（月）から同月 15 日（金）まで（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）
 - (2) 追加取得講習
平成29年 9 月 14 日（木）及び同月 15 日（金）（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）
- 3 講習の実施場所
鹿児島県住宅供給公社ビル 3 階大会議室（鹿児島市新屋敷町16番）
- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかの条件に該当するもの
ア 最近 5 年間に 1 の警備業務の区分（以下「3号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する 1 級の検定（3号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する 2 級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの
エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する 1 級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した者
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する 2 級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの
 - (2) 追加取得講習
受講申込日において、3号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証

（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近5年間に3号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講定員（原則として、受付先着順とする。）

(1) 新規取得講習

10人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

(2) 追加取得講習

5人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成29年8月21日（月）から同月25日（金）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者等

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

イ 新規取得講習

(㍑) 4の(1)のアに該当する者

a 3号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(㍑) 4の(1)のイに該当する者

3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(㍑) 4の(1)のウに該当する者

a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(㍑) 4の(1)のエに該当する者

3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

- (㍑) 4の(1)のオに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 追加取得講習
 - (㍑) 4の(2)のアに該当する者
 - a 警備業務従事証明書 1通
 - b 履歴書 1通
 - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (イ) 4の(2)のイに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (ウ) 4の(2)のウに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (エ) 4の(2)のエに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (オ) 4の(2)のオに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
- (5) 講習手数料
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
 - ア 新規取得講習
38,000円
 - イ 追加取得講習
14,000円
- 7 その他
 - (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
 - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、3号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
 - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
 - (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
 - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490